

有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱

第 1 農林水産大臣は、有機農業総合支援対策実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9836号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第 3 別表の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の相互間における流用をしてはならない。

第 4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りではない。

第 5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者並びに別表の区分のⅠの経費の欄に掲げる1及び2の事業を実施する補助事業者に

あつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所が存在する補助事業者にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により、変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の各四半期(第1、4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、地方農政局長(北海道に主たる事務所を有する補助事業者並びに別表の経費の欄に掲げる1及び2の事業を実施する補助事業者にあつては生産局長、沖縄県に主たる事務所を有する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長)が別に定める概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 第4の2のただし書により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2のただし書により、交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 第11** 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 第12** 補助金に係る交付の決定をする場合におけるその決定額の下限については、補助事業者を公募により選定するため、設定しない。
- 第13** 補助事業者は、適正化法第22条の規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第6号による財産処分承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第14** 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年度の間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 第15** 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度までに実施した事業については、従前の例により手続きをおこなうものとする。

別表

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
I 環境保全型農業生産対策事業費補助金	補助事業者が実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費			
	1 有機農業推進団体支援事業 (1) 参入促進事業 (2) 普及啓発事業 (3) 調査事業	定額	1 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止
	2 有機農業等指導推進事業	定額		
	3 地域有機農業推進事業	定額		
4 土づくり対策推進事業	定額			
II 環境保全型農業生産対策整備費補助金	補助事業者が実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費			
	1 地域有機農業施設整備事業 2 土づくり対策施設整備事業	1 / 2 以内	1 同一の施設等（施設及び機械をいう。以下同じ。）又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（「施設等又は設計単位」という。以下、事業欄において同じ。）ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 施設等の新設又は廃止 4 施行箇所及び設置場所の変更 5 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

別記様式第 1 号（第 4 関係）

平成〇〇年度有機農業総合支援対策事業補助金

- 有機農業推進団体支援事業
- 有機農業等指導推進事業
- 地域有機農業推進事業
- 地域有機農業施設整備事業
- 土づくり対策推進事業
- 土づくり対策施設整備事業

交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び
有機農業推進団体支援事業又は有機農業等指導推進
事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第 4 の規定により、環境保全型農業生産対策事業費補助金〇〇〇〇円、環境保全型農業生産対策費補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

(注)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
2. 前記 1 により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
3. 申請の際には以下の書類を添付すること。
 - (1) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支計算書）
 - (2) 外部と分担して事業を実施する場合は、その分担に係る契約書（案）（又は写し）

別記様式第2号（第6関係）

平成〇〇年度有機農業総合支援対策事業補助金

- 有機農業推進団体支援事業
- 有機農業等指導推進事業
- 地域有機農業推進事業
- 地域有機農業施設整備事業
- 土づくり対策推進事業
- 土づくり対策施設整備事業

変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び
有機農業推進団体支援事業又は有機農業等指導推進
事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1. 交付決定を受けた受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページ等を添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
2. 補助金の額が増減する場合は、件名の「有機農業総合支援対策事業補助金変更承認申請書」を「有機農業総合支援対策事業補助金の変更及び追加申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱により補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度有機農業総合支援対策事業補助金

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| } | 有機農業推進団体支援事業
有機農業等指導推進事業
地域有機農業推進事業
地域有機農業施設整備事業
土づくり対策推進事業
土づくり対策施設整備事業 | } | 遂行状況報告書 |
|---|---|---|---------|

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

}	沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、 北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び 有機農業推進団体支援事業又は有機農業等指導推進 事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣
---	---

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

区分	総事業費 ①	事業の遂行状況				備考
		月 日までに完了 したもの		月 日以降に実施す るもの		
		事業費 ②	出来高 比率	事業費 ②-①	事業完了 予 定 年月日	
	円	円	%	円		

(注)「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載してください。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度有機農業総合支援対策事業補助金

有機農業推進団体支援事業 有機農業等指導推進事業 地域有機農業推進事業 地域有機農業施設整備事業 土づくり対策推進事業 土づくり対策施設整備事業	}	実績報告書
---	---	-------

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、 北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び 有機農業推進団体支援事業又は有機農業等指導推進 事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣	}
---	---

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定の内容に従い実施したので、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第10の規定によりその実績を報告する。

併せて精算額として、環境保全型農業生産対策事業補助金〇〇〇〇円、環境保全型農業生産対策整備費補助金〇〇〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付を省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類は添付すること。
- (1) 出来高設計書
 - (2) 推進事業を実施した補助事業者にあっては、支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。
 - (3) 外部へ分担した場合で、交付申請時にその分担に係る契約書の案を添付した場合は、分担に係る契約書の写し。

別記様式第5号（第10関係）

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び
有機農業推進団体支援事業又は有機農業等指導推進
事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣 ）

番 号
年 月 日

平成〇〇年度有機農業総合支援対策事業補助金

（ 有機農業推進団体支援事業
有機農業等指導推進事業
地域有機農業推進事業
地域有機農業施設整備事業
土づくり対策推進事業
土づくり対策施設整備事業 ） の

仕入れにかかる消費税等相当額報告書

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった有機農業総合支援対策事業補助金について、有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）
（注）参考となる資料を添付してください。 | 金 | 円 |

別記様式第6号（第13関係）

財 産 処 分 承 認 申 請 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者 印

有機農業総合支援対策（〇〇〇〇〇〇〇事業）により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

1. 処分理由

2. 処分の方法（売払いにあつては、売渡見込価格を記載すること。）

3. 処分しようとする財産の概要

（1）財産の名称、型式等

ア 名 称

イ 型 式

ウ 数 量

エ 耐用年数

（2）財産の現状（破損等の状況、使用の状況等を詳細に記載すること。）

（3）財産の取得

ア 取得（製造）年度

イ 取得（製造）価格

ウ 補助金額

エ 補助率

4. その他参考事項

5. 添付資料

現況図面又は写真

別記様式第7号（第14関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業 種類	事業の内容					工期		総事業費	経費の配分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認年 月日		処分の 内容
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造施 設区分	施行場所又 は設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		負担区分							
									国庫 補助金	自己 資金	その他					
	計															
	計															
	合 計															

- 注：1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保状況等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称			
4. 交付実績額		千円 (A)	
5. 補助金等における管理費			
	(1) 人件費	千円	
	(2) 一般管理費	千円	
	(3) その他の管理費	千円	
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支出内容	支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計	千円 (B)	
(2) (1) 以外の支出			
	支出内容	支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計	千円	
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の場合		% (B/A)	

(注)

- 1 「5. 補助金における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

〈「(2) (1) 以外の支出」の具体例〉

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。